

令和4年10月5日  
山形県新型コロナウイルス  
感染症に係る危機対策本部

## イベント等の開催に関する基本方針

山形県内において開催するイベント等については、政府の基本的対処方針（令和4年9月8日変更）を踏まえ、次の規模要件を満たすとともに、業種別ガイドラインを遵守し、かつ留意事項等に対応する場合に、開催できるものとする。（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）法第24条第9項に基づく要請）

### 1 適用期間

令和4年10月5日から当面の間

### 2 規模要件

#### (1) 収容定員がある場合（概要は別添1のとおり）

次の（A）と（B）のいずれか小さい方を限度とする。

収容率 （A）		人数上限 （B）
大声での歓声・声援等がないもの（※1）	大声での歓声・声援等があるもの（※1）	5,000人又は収容定員50%（参加人数5,000人超かつ収容定員50%超で感染防止安全計画（※3）を策定する場合は収容定員まで）のいずれか大きい方
100%以内（※2） (席がない場合は人と人が触れ合わない程度の間隔を確保)	50%以内（※2） (席がない場合は十分な人ととの間隔（最低1m）を確保)	

（※1）「大声」とは、「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声での歓声・声援等があるもの」とする。

《大声の具体例》

- ・観客間の大聲、長時間の会話
  - ・スポーツイベントにおいて、反復・継続的に行われる応援歌の合唱
- ※ 得点時の一時的な歓声等は必ずしも当たらない

（※2）同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、それぞれ50%（大声あり）・100%（大声なし）

（※3）感染防止安全計画策定イベントでは、基本的に「大声での歓声・声援等がないもの」の担保が前提となる。

#### (2) 収容定員がない場合

イベントの類型	要件
大声での歓声・声援等がないもの	人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること
大声での歓声・声援等があるもの	十分な人ととの間隔（最低1m）を確保すること

(注)「2 規模要件」における人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合（例えばプロスポーツイベントの選手と観客等）には参加者数のみを計上することとし、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合（例えば展示会の主催者と来場者等）には両者を合計した数とする。

### 3 感染防止安全計画の提出等

#### (1) 感染防止安全計画の提出

参加人数5,000人超かつ収容定員50%超で人数上限の緩和を希望するイベントの主催者等は、県に対し、イベント開催の2週間前までに別紙1「感染防止安全計画」を提出し、確認を受けた後、イベント終了後1か月を目途に別紙2「イベント結果報告フォーム」を提出すること。

その他の取扱いについては、「イベント等における感染防止安全計画等について」（令和4年9月8日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡）に準じる。

#### (2) チェックリストの公表等

(1)以外のイベントの主催者等は、別紙3「イベント開催時のチェックリスト」を作成し、ホームページ等で公表するとともに、イベント終了日から1年間保管すること。

### 4 イベント開催における留意事項

#### (1) 感染防止策の徹底

イベントの主催者等は、別添2「イベント開催等における必要な感染防止策」に示す基本的な感染症対策に必要な取組みを実施すること。

#### (2) お祭りなどの開催

お祭りなど多数の出演者が参加するイベント開催にあたっては、感染状況や出演者が取り得る感染対策等を踏まえ、開催規模や内容の見直し、必要な感染対策の充実について適切に判断すること。

#### (3) クラスターが発生した場合の対応

イベントにおいてクラスターの発生があった場合は、県からの指導等に従い、イベントの感染防止策を徹底し、必要に応じてなされる、イベントの無観客化、中止又は延期等の要請に協力すること。

### 5 その他

県は、政府の基本的対処方針等の変更や、県内の感染状況等を踏まえて、適宜、基本方針を見直すものとする。